#### 広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	仁治度厳島神社御供屋の復元的研究
Author(s)	山口,佳巳
Citation	厳島研究 : 広島大学世界遺産・厳島-内海の歴史と文化プロジェクト研究センター研究成果報告書 , 3 : 26 - 43
Issue Date	2007-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049155
Right	
Relation	



# 仁治度厳島神社御供屋の復元的研究

広島大学大学院文学研究科博士課程後期 山 口 佳 巳

#### 一、はじめに

はなかった。
はなかった。
に安良社殿を再現したものとされている。しかし、その再現た仁治度社殿は仁安度社殿を再現したものとされている。しかし、その再現た仁治度社殿は仁安度社殿を再現したものとされている。しかし、その再現二二三)の火災で焼失したが、仁治二年(一二四一)に内宮の遷宮が行われ二二三)の火災で焼失したが、仁治二年(一二四一)に内宮の遷宮が行われ二二三)の火災で焼失したが、仁治二年(一二四一)に内宮の遷宮が行われ、一位安三年(一一六八)頃の平清盛による大造営以来、厳島神社は多くの社

の答えとするものである。
さて、厳島神社には摂社や堂塔など多くの陸上の建築も存続してきたが、の答えとするものである。
の答えとするものである。
の答えとするものである。
の答えとするものである。
な、て治再建時の姿を古文書により復元考察し、後世の再建になる現在のいて、
に治再建時の姿を古文書により復元考察し、後世の再建になる現在のが
に安度より現在まで大きく変容することなく存続しているか否かは、現在が
といて、
に治再建時の姿を古文書により復元考察し、後世の再建になる現在の
がに安度より現在まで大きく変容することなく存続しているか否かは、現在
がに安度より現在まで大きく変容することなく存続しているか否かは、現在
がに安度より現在まで大きく変容することなく存続しているか否かは、現在
がに安度より現在まで大きく変容することなく存続しているか否がは、現在

当すると指摘しており、本稿はそれを踏襲するものである。また、本稿の内建築』『において、摂社大国神社本殿が仁安度及び仁治度における御供屋に相であることを考究するために必要である。なお、三浦正幸は、『広島縣の神社とは、仁安度御供屋の姿及び摂社大国神社本殿が神社本殿とは隔絶した形式とし、その上で仁治度御供屋の特色を述べたい。仁治度御供屋を復元することし、その上で仁治度御供屋の特色を述べたい。仁治度御供屋を復元することは、仁安度御供屋の資本の野細は不明とされてきた嫌いがある。そこで、本稿で閑美の厳島神社に関する研究』では、仁安度及び仁治度における御供屋は等

容の一部は、中国四国歴史学地理学協会で発表済みであるい。

### 一、御供屋の沿革

きたい。 厳島神社の沿革は先学に譲る(i)として、ここでは御供屋に限定して述べてお

御供屋は、清盛により造営された社殿を規模とともに列記する仁安三年の和の、仁安度の五間二面の規模が仁治度に三間二面に縮小されたと考えらるのが初見であり、仁安度に創建されたとしてよい。その後、建永二年に内宮の社殿が焼失し、その再建工事がほぼ終了したに治二年に内宮の規模を記すものではいずれも「三間二面」とある。詳しくそのうち御供屋の規模を記すものではいずれも「三間二面」とある。詳しくそのうち御供屋の規模を記すものでにはいずれも「三間二面」とある。詳しくるのが初見であり、仁安度に創建されたとしてよい。その後、建永二年に内をのが初見であり、仁安度に創建された社殿を規模とともに列記する仁安三年のであり、仁安度の五間二面の規模が仁治度に三間二面に縮小されたと考えらい。

時代が下って室町時代になると、新たな御供屋が陸上に建立されたためか、元来の御供屋は名称が変更され、大黒(大黒殿・大黒堂)となった窓、天文六年(一五三七)に西廻廊が火災で「大黒」付近まで、焼けたという窓。また、天文十年(一五四一)に本社後方に位置していた本地堂(「本地観音堂」)が埋天文十年(一五四一)に本社後方に位置していた本地堂(「本地観音堂」)が埋天文十年(一五四一)に本社後方に位置していた本地堂(「本地観音堂」)が埋まった。大黒(大黒殿・大黒堂)となった窓。天文六年、「五三七)に西廻廊が火災で「大黒」付近まで、焼けたという窓。また、元来の御供屋が密上に建立されたためか、元来の御供屋が発上に建立されたためか、

## 、摂社大国神社本殿の形式〔図1―図3〕

流造)、妻入とする。正面側となる東一間通りは、廻廊と長橋を繋ぐ通路でも祭壇とし、玉殿を安置する。すなわち、この本殿は東面しており、切妻造(両通りの庇を付けた三間二面の形式とする。身舎西端の梁間二間、桁行一間をのほぼ方形平面である。桁行三間、梁間二間を身舎とし、その両側面に一間摂社大国神社本殿は、桁行三間(二丈九尺三寸)、梁間四間(三丈一尺四寸)

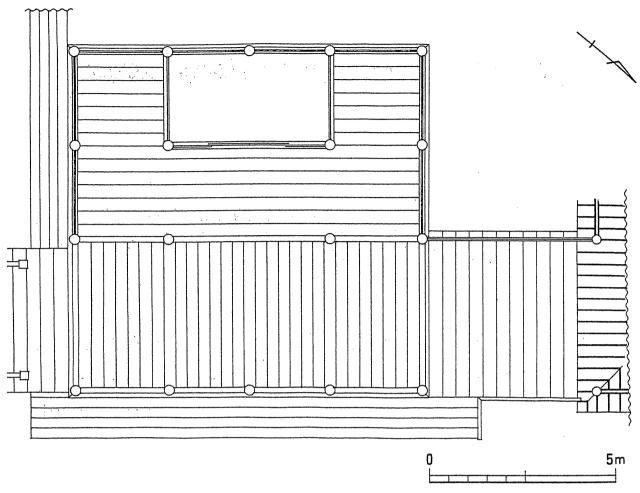


図1 厳島神社摂社大国神社本殿平面図(現状)

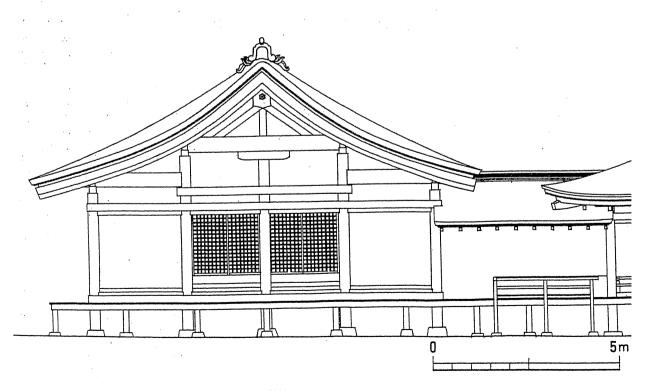


図2 厳島神社摂社大国神社本殿東立面図(現状)

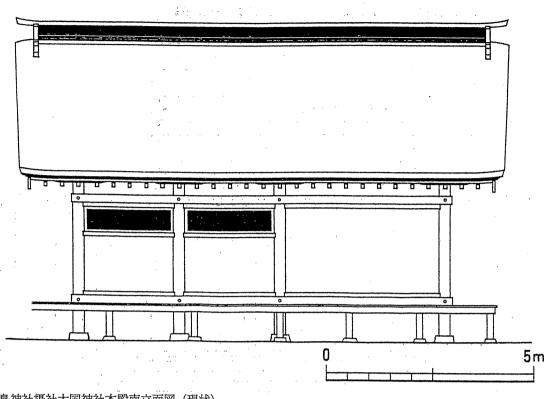


図3 厳島神社摂社大国神社本殿南立面図(現状)

両引きとし、側面は板壁を嵌める。は連子窓とし、西面はすべて板壁とする。祭壇廻りは、その正面を格子戸のある。東一間通りは、柱間装置を設けず開放とする。北面及び南面の西二間

### 四、復元の方法

#### (一) 復元史料

一 御供屋一宇 三間二面 ○暦仁二年(一二三九)「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」<sup>©</sup>(以下、「朱筆、( )内は割註または細字を表す。

鴨居四支(長一丈、弘七寸厚六寸)

『十六人』

											٠										
二百五十人	『三百五十六人』	廿九人	六人	-	『四百卌人』	『六十六人』	三十人		一廿四人	四十人		廿五人		六十人	一十八人	:	三十六人	三人	八人	三人	十六人
妻戸二本具  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	下桁三十六支内(十八支、長二丈五尺、弘六寸厚五足固十二支(長二丈三尺、弘七寸厚六寸)    弘一尺二寸厚一寸五分)	壁板二十五枚内(四枚、長一丈四尺、弘一尺二寸	柱貫六支(長一丈五尺、四五)	十五支、長一丈八尺、方八寸)	長押三十五支內(二十支、長二丈四尺、方八寸十三十二)	昔年専千寸 ニュニン	六十枚(長九己、二寸半)	裏板百二十枚内	四枚(長一丈、弘一尺四寸厚三寸)	四枚(長一丈六尺、弘一尺四寸厚三寸)	破風板八枚内	木舞五十支 (長二丈二尺、四三寸)	リー・ソハニ	萱居四支(長二丈二尺、弘七寸厚六寸、ソリ三寸	母屋垂木三十五支(長九尺、弘四寸厚三寸)	ソリニ寸五分)	垂木三十六支(長一丈四尺、弘四寸五分厚三寸五分、	斗木一支 (長六尺、方八寸)	猪子差八支(長七尺、弘六寸厚三寸)	宇立四支(長四尺、弘八寸厚三寸)	肱木十六支(長五尺、方六寸)
単なる角材であることから(二)部材寸法の復元方法(二)部材寸法の復元方法技料しておいた。	(II	右、太畧注准					三十六人	『百五十人』	一四十八人			「六十八人」	七人	四十八人	「六十人」		八人	三人	四人	三十人	<b>『</b> 十六人』
なる角材であることから明らかなように用材寸法であって、建築部材とす「暦仁材木注進状」に記された材木寸法は、肘木(「肱木」)や破風板などが1)部材寸法の復元方法	文したものである。ここでは、そのうち、御供屋の部分を治度再建において、暦仁二年正月の段階で不足している材曆仁二年正月 日	注進如件、	『准人夫二千七百二十六人』	檜皮七十五井	大小材木七百十九支、借葺榑千寸	記上	木沈二十支(長二丈二尺、四三寸)立竿十八支(長二丈二尺)四五)	檜皮七十五井	大床柱十二本(長七尺、口九寸)	<b>七厚二七)</b>	寸、十一枚、長二丈二尺、弘一尺五	延板十五枚内(四枚、長二丈二尺、弘一尺五寸厚三	張桁二十支(長六尺、四五)	大床桁八支(長二丈二尺、弘七寸厚六寸)	佐久利板百廿枚(長九尺、弘一尺二寸厚一寸五分)	テ)	戸板八枚(長八尺、弘一尺五寸厚二寸、ヒ□カサ	間草鼠走四支(長八尺、弘五寸厚二寸五分)	方立四枚(長八尺、弘一尺厚二寸)	冠木四支(長一丈五尺、方七寸)	脇柱四本(長九尺、方八寸)

て使用したものと考えた。

て使用したものと考えた。

で使用したものと考えた。

な規模、構造は現在の摂社大国神社本殿と同じとしてよい。そこで、ここで 承しているとして大過はないであろう。したがって、仁治度御供屋の基本的 の柱間が完全に開放されていることは、 不必要な庇を持つこと、身舎と庇、 そして、東一間通りは廻廊と長橋を繋ぐ通路とする。両側面に祭礼上で全く 殿は身舎の西端一間を間仕切り、 間面記法による規模もそれと同じ三間二面である。しかも、 仁治度御供屋は現在の摂社大国神社本殿の位置に存していたと考えられ、 両流造とも言える切妻造の社殿を妻入とした形式は他に類例がない。こ 摂社大国神社本殿の柱の長さをそのまま採用することにしたい。 本来御供屋であったことに起因するものと考えられ、 祭壇を設け、その内部に玉殿を安置する。 あるいは祭壇のある内陣と正面の通路と 神社本殿としては極めて異例であっ 御供屋の姿を継 摂社大国神社本

## 五、復元考察〔図4—図8〕

#### 平画

(一)復元の詳細

あるいは身舎の妻側両面に一間通りの庇を付した桁行五間、梁間二間の平面、身舎に対して平側両面に一間通りの庇を付した桁行三間、梁間四間の平面、えてみたい。間面記法の定義窓に従うと、三間二面は、桁行三間、梁間二間のまず、古文書に記されている「三間二面」という間面表記が表す平面を考

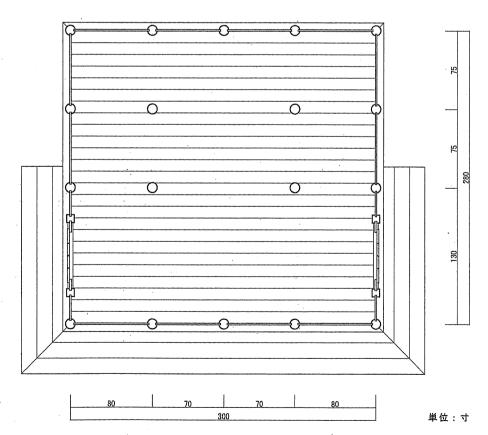


図4 厳島神社御供屋復元平面図(仁治度)

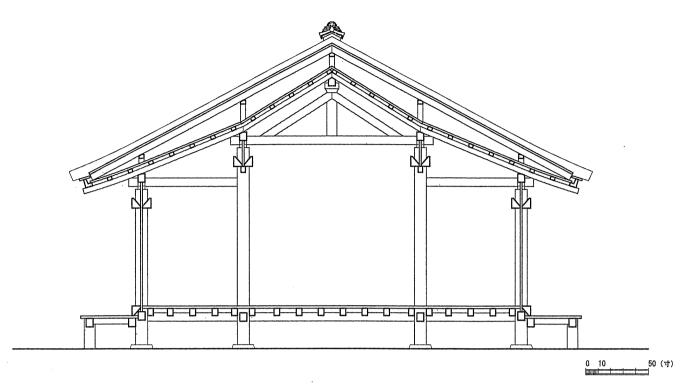


図5 厳島神社御供屋復元梁間断面図(仁治度)

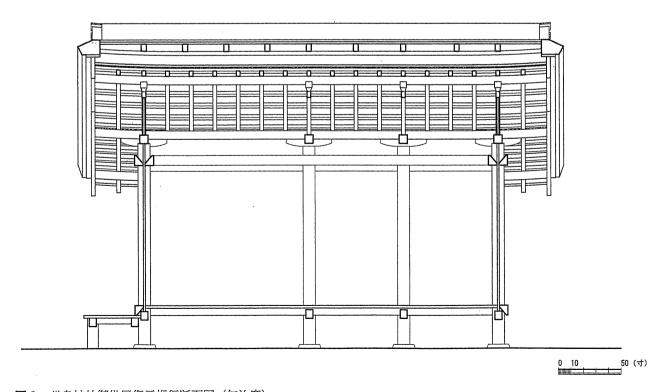


図6 厳島神社御供屋復元桁行断面図(仁治度)

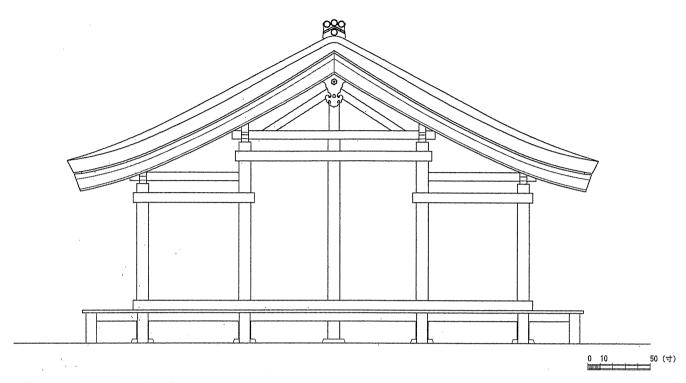


図7 厳島神社御供屋復元東立面図(仁治度)

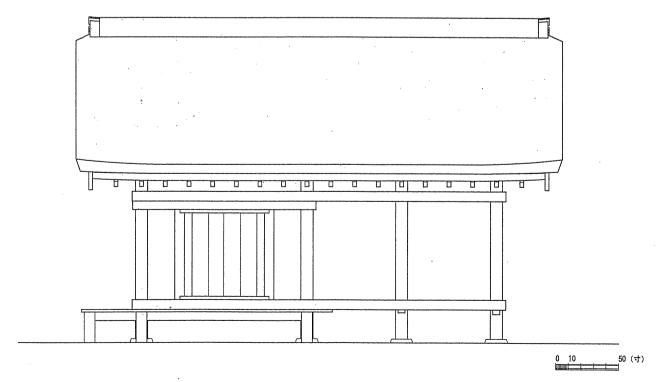


図8 厳島神社御供屋復元北立面図(仁治度)

行四間、梁間三間では柱十八本、梁三支となる。と確定される。なお、桁行五間、梁間二間では柱十六本、梁二支であり、桁十八本、梁が四支であることから、三種のうち、桁行三間、梁間四間の平面桁行四間、梁間三間の平面の都合三種の平面が想定される。注文された柱がまたあるいは身舎の平側と妻側の一面ずつにそれぞれ一間通りの庇を付した

利板」)及び垂木の支割から算定できる。 次に、柱間寸法を決定したい。桁行柱間は、妻戸及び壁板(「壁板」・「佐久

「長一丈四尺」の壁板を使う柱間は一丈三尺以下と考えられる。 「長一丈四尺」の壁板を使う柱間は一丈三尺以下と考えられる。 「長一丈四尺」の壁板を使う柱間は一丈三尺以下と考えられる。 で、程間としては、「長一丈四尺」の壁板を使う上間は八尺以下、 が最も有効的な配置である。そして、その接間には妻戸が設けられることが分かる。供物は、陸上より長橋望を渡り、御供屋へ運ばれ、御供屋で調えられたかる。供物は、陸上より長橋望を渡り、御供屋へ運ばれ、御供屋で調えられたが最も有効的な配置である。そして、その柱間には妻戸が設けられることが分かる。供物は、陸上より長橋望を渡り、御供屋へ運ばれ、御供屋で調えられたが最も有効的な配置である。そして、その妻戸が付く柱間は、「長一丈四尺」の壁板が使用される柱間については、それに対応する長壁に「長一丈四尺」の壁板が使用される平の両側の東一間に設けるのが最も有効的な配置である。そして、その妻戸が付く柱間は、「長一丈四尺」をが最も有効的な配置である。そして、その妻戸が付く柱間は、「長一丈四尺」をが最もである。とが分かる。「暦仁材木注進状」により復元されるとが分かる。「暦仁材木注進状」により復元される。

ら、その妻戸が面していたと考えられる廻廊の折れ曲がり部の柱間一丈三尺たいことから、妻戸の長押は「長一丈五尺」であり、壁板の「長一丈四尺」よりも長いことから、妻戸の長押は柱まで達しているか、もしくは柱を越えて両側文では、妻戸の長押は「長一丈五尺」であり、壁板の「長一丈四尺」よりも長いことから、妻戸の長押は「長一丈五尺」であり、壁板の「長一丈四尺」よりもまって戸口を狭める形式であることが分かる。その場合、妻戸の長押(「冠ま戸は、その注文に「脇柱」が挙げられていることから、脇柱を立てること妻戸は、その注文に「脇柱」が挙げられていることから、脇柱を立てることを

としてよいであろう。と同長であったと考えられる。したがって、平側東一間は一丈三尺であった

間は、垂木の支割寸法がほぼ一致する七尺五寸間であったと算定される。 分、六尺五寸間では一尺六寸二分五厘となる。これらの中で、先に示した東 することができる。東一間の一丈三尺を今、仮に垂木七支で割ると、 ると、東一間も五支となってしまって、柱間の大小がなくなるので、ここで 八尺間では二尺、七尺五寸間では一尺八寸七分五厘、七尺間では一尺七寸五 算定した支割以外であった可能性は全くない。 八尺・七尺五寸・七尺・六尺五寸のいずれかであるとしてよい。いずれにして 一尺八寸五分七厘となる。 間の支割と近いものは、七尺五寸間の場合である。したがって、 また、 残り二間を四支以外、すなわち五支(三支以下は建物とならない)とす 柱間を四支で割らなければ注文された垂木の員数と合わないは。 平側の残り二間の柱間は、 残り二間の各柱間は、 東一間の一丈三尺の垂木の支割 注文された壁板の長さから 残りの二 一支は、

次に、梁間の柱間を考えていく。梁間の寸法を決定する上で最も重要な部次に、梁間の柱間を考えていく。梁間の寸法を決定する上で最も重要な部方であって、勾配及び軒の出を考慮すると、柱間を八尺とするのが適度である。梁間方向の庇柱間に使うのは、「長一丈四尺」の「垂木」の「母屋垂木」が注文されている。「母屋垂木」すなわち身舎部分の垂木「長九尺」の「母屋垂木」が注文されている。「母屋垂木」すなわち身舎部分の垂木「長九尺」の「母屋垂木」が注文されていた方であって、勾配及び軒の出を考慮すると、柱間を八尺とするのが適度である。梁間方向の庇柱間に使うのは、「長一丈四尺」の「垂木」の方であって、勾配及び軒の出を考慮すると、柱間を八尺とするのが適度である。②。

推定される。 二間を七尺五寸ずつ、梁間方向の身舎柱間は一丈四尺とし、庇柱間は八尺と以上のことから、仁治度御供屋の桁行柱間は東一間を一丈三尺とし、残り

(軸部)

柱 柱十八本 長一丈七尺 口一尺

## 梁·繋梁 梁四支 長一丈七尺 方七寸

鴨居四支 長一丈 弘七寸 厚六寸

六寸五分角とされる。れた材木を一尺切り縮めることになる。太さは、幅・成ともに五分ずつ削り、れた材木を一尺切り縮めることになる。太さは、幅・成ともに五分ずつ削り、すものと考えられるので、身舎梁(「梁」)の長さは一丈六尺となり、注文さり舎梁間は一丈四尺と推定でき、梁尻(梁の端部)を柱真から一尺外に出

「鴨居」は、「暦仁材木注進状」に記された社殿のうち、御供屋以外でも楽を吹の常行堂においては、「鴨居虹梁」として注文されていることからも、とから、現在の鴨居、すなわち開口部上部の造作材とは考えにくい。どの社とから、現在の鴨居、すなわち開口部上部の造作材とは考えにくい。どの社とから、現在の鴨居、すなわち開口部上部の造作材とは考えにくい。どの社とから、現在の鴨居」は、庇の繋梁である可能性が高い。また、「暦仁材木注という主とがの常行堂においては、「鴨居町梁」として注文されていることからも、進状」の常行堂においては、「鴨居町梁」として注文されていることからも、進状」の常行堂においては、「鴨居町梁」として注文されていることからも、進状」の常行堂においては、「鴨居町梁」として注文されていることからも、進状」の常行堂においては、「鴨居町梁」として注文されていることからも、といら、現在の情報という。

また繋梁は、身舎柱に差さるので、枘が必要である。径九寸五分の柱に差さを柱真から一尺外に出すものと考えられるので、八尺五寸三分が必要となる。妻面にのみ配されると考えられる。梁間方向の庇柱間が八尺であり、梁の端さて、繋梁(「鴨居」)は四支の注文であることから、庇の両端、すなわち

陸梁と考えられる。 梁とするものが多いが、注文された材木は細いので、ここでは、反りのないって成形し、幅五寸五分・成六寸五分と算定した。通常、梁は上方へ反る虹九寸七分切り縮めることとなり適当である。太さは幅・成ともに五分ずつ削えのであるから、五寸の枘とすると、九尺三分となり、身舎梁とほぼ同じく

各種桁・棟木 桁棟十支 長二丈二尺 弘七寸 厚六寸 ソリニ寸

成六寸五分と算定した。また、「六尺ヲイテソハニ」とあるのは、端部から六 が想定される。太さは、 くは追掛大栓継とするのが好ましい。その場合、一尺から一尺五寸程の継手 桁及び棟木は、 ことから、軒の両端が二寸反り上がっていたことが分かる。 尺の位置から反り始めることを意味していると考えられ、「ソリニ寸」とある 分として使うことになる。なお、往時の手法としては、継手を腰掛鎌継もし 長四丈四尺の注文である。 丈五尺七寸必要であることが分かる。一列は「桁棟」二支分であるので、 寸五分を二倍した両側の螻羽の出を足すと、軒桁・身舎桁・棟木の長さは三 桁行柱間全長は二丈八尺であり、側柱真から螻羽の破風板までの長さ三尺八 「桁棟」は、 軒桁・身舎桁・棟木を総称したものと考えられる。 合わせて五列あるので、一列につき二支を使うことになる。 幅・成ともに五分ずつ削って成形し、幅五寸五分・ 継手を含めないとすると、一支を一丈七尺八寸五 軒桁、

**縁長押・内法長押** 長押三十五支内 二十支 長二丈四尺 方八寸

本的に柱真で継ぐことにする。は、近世以降の住宅を除けば、柱のない部分では継ぐことをしないので、基は、近世以降の住宅を除けば、柱のない部分では継ぐことをしないので、基ここに挙げられた長押は、縁長押と内法長押に使用するものである。長押ここに挙げられた長押は、縁長押と内法長押に使用するものである。長押

一丈八尺」の長押四支を使うことになる。次に、身舎廻りの内法長押には、支を繋いで使う。したがって、縁長押には「長二丈四尺」の長押四支と「長られる。梁間方向でも「長二丈四尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支を繋いで使うものと考え二丈四尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支を繋いで使うものと考えまず、縁長押は、身舎と庇を合わせた四面に廻らせる。桁行方向には、「長

支となる。そうすると、「長一丈八尺」の長押が一支余るが、予備としてよいすとなる。そうすると、「長一丈八尺」の長押二支を使うことになる。以上、使用すたので、その一面を除く三面に内法長押を廻らせる。庇一面において、桁行たので、その一面を除く三面に内法長押を廻らせる。庇一面において、桁行たので、その一面を除く三面に内法長押を廻らせる。庇一面において、桁行たので、その一面を除く三面に内法長押を廻らせる。庇一面において、桁行たので、その一面を除く三面に内法長押を廻らせる。庇一面において、桁行たの長押八支、「長一丈八尺」の長押一支をすって、応三面では、「長二丈四尺」の長押一支を使う。したがって、「長二丈使う。梁間方向には「長一丈八尺」の長押一支を使う。したがって、「長二丈佐う。梁間方向には「長一丈八尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支を繋いで使るすべての長押は、「長一丈八尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支を繋いでをとなる。そうすると、「長一丈八尺」の長押一支を使う。したがって、「長二丈佐方方向に「長二丈四尺」の長押一支と、「長一丈八尺」の長押一支を繋いて

ぼ台形断面とされる。 太さは、幅・成ともに五分ずつ削って成形し幅七寸五分・成七寸五分のほ

## 無目鴨居 柱貫六支 長一丈五尺 四五

注文された員数と合致する。 定文された員数と合致する。 定文された員数と合致する。 定文された員数と合致する。 定文された員数と合致する。 にでは、内法長押の下端を隠す無目鴨居がない。 ので、おそらくそれに相当するものと考えられる。 ここでは、内法長押のうので、おそらくそれに相当するものと考えられる。 ここでは、内法長押のうので、おそらくそれに相当するものと考えられる。 ここでは、内法長押のうので、おそらくそれに相当するものと考えられる。 ここでは、内法長押のうので、おそらくそれに相当するものと考えられる。 として注文された材木

五分ずつ削って、幅三寸五分・成四寸五分とされる。 住間は、注文された長さを贅沢に使うことが分かる。太さは、幅・成ともにって五尺」を六尺五寸五分として使い、八尺二寸五分切除して使うことになる。残り二間では、「長仕口を控除すると二尺七寸五分切除して使うことになる。残り二間では、「長仕口を控除すると二尺七寸五分切除して使うことになる。残り二間では、「長仕口を控除すると二尺七寸五分として使い、不元がつ削って、幅三寸五分・成四寸五分とされる。

壁板 佐久利板百廿枚 長九尺 弘一尺二寸 厚一寸五分

# 二十一枚 長九尺 弘一尺二寸 厚一寸五只壁板二十五枚内 四枚 長一丈四尺 弘一尺二寸 厚一寸五只

になる。したがって、注文された員数に合致する。 になる。したがって、注文された員数に合致する。 になる。したがって、興柱筋において、妻戸以外の部分は横羽目の板壁であっない。したがって、側柱筋において、妻戸以外の部分は横羽目の板壁であったと考えられる。その横羽目とする柱間は十二あり、八尺間、七尺五寸間、七尺利板」で賄うことができ、桁行方向西二間及び梁間方向両脇間においては、久利板」で賄うことができ、桁行方向西二間及び梁間方向両脇間においては、大利板」で賄うことができ、桁行方向西二間及び梁間方向両脇間においては、大利板」で賄うことができ、桁行方向四二間とび梁間方向両脇間においては、大月板がである。 になる。したがって、注文された員数に合致する。

実際に不足はしない。
実際に不足はしない。
実際に不足はしない。
実際に不足はしない。
実際に不足はしない。
と「長九尺」の三種が注文されており、「長一丈四尺」は、桁行方向における内法長押上から梁下の小壁のと考えられる。壁板は、「長一丈四尺」は、桁行方向に四箇所、梁間方向に八箇所使うことになる。以上に挙げた場所に一枚ずつ使うと、「長一丈四尺」の壁板は注文されており、「長一丈四尺」は、桁行方向に八の大間に使われると考えられる。したがって、「長一丈四尺」は、桁行方向に四箇所、「長一丈四尺」は、桁行束一間四尺」と「長九尺」の壁板は注文された員数と合致し、「長九尺」は桁行方向に八の大間に使うと考えてよいが、それは合計八箇所あり、「長一丈四尺」は、桁行東一間であり、実際に不足はしない。

桁行東一間においては、「長一丈四尺」を柱径を控除すると一丈二尺五分と

間では六尺三寸五分とし、二尺七寸五分切除するものとされる。様にすると、六尺八寸五分となり、二尺二寸五分切除することとなり、七尺寸五分となり、一尺七寸五分切除することとなる。また、七尺五寸間でも同尺六寸五分切除することになる。また、八尺間でも同様にすると、七尺三なり、柱への仕口左右一寸五分ずつを加えて一丈二尺三寸五分となるので、

#### (妻飾及び小屋)

# **涿扠首** 字立四支 長四尺 弘八寸 厚三寸

子差」は豕扠首の扠首竿、「宇立」は扠首束であると考えられる。り、「猪子差」二支に付き「宇立」一支が注文されている。したがって、「猪「暦仁材木注進状」において、「猪子差」は常に「宇立」と対で挙げられてお「猪子差」は、イノコサスと読めるので、豕扠首を意味するものとしてよい。

が一組ずつ置かれることになり、注文された員数に合致する。 扠首束四支に対して、扠首竿が八支であるので、四支ある各梁上に豕扠首

屋と同様である。
「と考えられる。幅と厚みは注文された寸法が小さいので、そのまま使うものと考えられる。なお、この豕扠首は、通常のものに比べをそのまま使うものと考えられる。なお、この豕扠首は、通常のものに比べとされる。扠首竿は「長七尺」を六尺二寸とし、幅と厚みは注文された寸法とされる。頼と厚みは注文された寸法が小さいので、そのまま使うものと考えられる。幅と厚みは注文された寸法が小さいので、そのまま使うものと考えられる。幅と厚みは注文された寸法が小さいので、そのまま使うものと考えられる。

# 化粧垂木 垂木三十六支 長一丈四尺 弘四寸五分 厚三寸五分

ソリニ寸五分

切妻造の建築では、両流に同数の化粧垂木を使う。それゆえに、化粧垂木の・庇境の身舎桁との間に掛かる化粧垂木のことであるとしてよい。一般的に、「長一丈四尺」であるのに対して、「母屋垂木」は「長九尺」と短い。したが「長一丈四尺」であるのに対して、「母屋垂木」は「長九尺」と短い。したが「長一丈四尺」であるのに対して、「母屋垂木」は「長九尺」と短い。したがの妻造の建築では、両流に同数の化粧垂木を使う。それゆえに、化粧垂木のたりで、「母屋垂木」は「長九尺」と短い。したがい妻音の身舎桁との間に掛かる化粧垂木を使う。それゆえに、化粧垂木の一般的ない。

考察していくことにしたい。 るとしてよい。ここでは、「垂木」と「母屋垂木」を、ともに三十六支として「母屋垂木三十五支」は明らかに誤記であり、「垂木」と同じく三十六支でああるのに対して、「母屋垂木」は三十五支である。御供屋は切妻造とするので、員数は偶数でなければならない。材木注文に記された「垂木」が三十六支で

## 木舞 木舞五十支 長二丈二尺 四三寸

とすれば、片流に十二列ずつ、都合四十八支使うものと考えられる。注文間違いとしてよいであろう。余裕をみて、五十支の注文内で建てるものに同列ずつ必要である。二十五列では、両流で対称とならないので、これは五十支では二十五列できることになるが、切妻造の社殿の場合、木舞は両流れた木舞が少なくとも二支必要となる。したがって、一列に二支使うので、れた木舞は、身舎桁・軒桁及び棟木と同様の長さが必要である。桁行方向の螻木舞は、身舎桁・軒桁及び棟木と同様の長さが必要である。桁行方向の螻木舞は、身舎桁・軒桁及び棟木と同様の長さが必要である。桁行方向の螻木舞は、

注文された「長二丈二尺」の木舞を一丈七尺八寸五分として使い、

その継

ともに五分ずつ成形して、幅三寸五分・成二寸五分とされる。手を控除すると三尺一寸五分程切除するものと考えられる。太さは、幅・成

茅負 萱居四支 長二丈二尺 弘七寸 厚六寸 ソリ三寸ソハニ

長さが必要であり、それらと同じ「長二丈二尺」が注文されている。支すべてに反りがある。茅負も木舞と同様に、身舎桁・軒桁及び棟木と同じである。ここでは、全部で四支あり、一列に二支ずつ使うことが分かる。四と考えてよい。御供屋は切妻造であるので、茅負は片流につき一列ずつ必要「萱」は「茅」の異体字であり、「萱居」はカヤイと読み、茅負を意味する

取ったL字形断面であろう。
五分・成六寸五分とされ、中世の建築であるのでそれよりさらに入隅に切りて使うものと考えられる。太さは、幅・成ともに五分ずつ成形し、幅五寸の一支を一丈七尺八寸五分として使い、継手を控除して三尺一寸五分程切除の一支を一丈七尺八寸五分として使い、継手を控除して三尺一寸五分程切除

**墨木裏板** 裹板百二十枚内,六十枚 長一丈三尺 二寸半

六十枚 長九尺 二寸半

その幅を一尺一寸九分とし、継手を含めると、一尺三寸として使うことにな るが、総長三丈五尺七寸に三十枚の垂木裏板を載せるので、垂木裏板 螻羽を含めて桁行三丈五尺七寸が必要である。注文において幅は欠落してい 垂木裏板の長さは適当である。垂木裏板も身舎桁・軒桁及び棟木等と同様に 負の位置まででよいので、垂木よりも短くてよい。したがって、注文された 尺」の短い垂木裏板は、「母屋垂木」と同長の注文である。 としてよい。垂木裏板は化粧垂木上に載るため、「長一丈三尺」の垂木裏板が れる。したがって、 二寸半の差違のある一尺三寸から一尺五寸程の幅の板を注文しているのかも 「長一丈三尺」の長い垂木裏板は、「垂木」よりも一尺短い注文であり、 垂木」に載り、「長九尺」の垂木裏板が「母屋垂木」に載ることが分かる。 **〕れない。「二寸半」が板の厚みを表しているとは考え難く、他の社殿と同等** 天井の用材は注文されていないので、化粧屋根裏としていたことが確定さ したがって、注文にある「二寸半」の意図することは明確にはし難いが、 単に「裏板」とあるのは、天井裏板ではなく、垂木裏板 長い垂木裏板は茅 一枚は、 「長九

とし、厚みは一寸五分とされる。

四枚長一丈、弘一尺四寸、厚三寸、風板、破風板八枚内、四枚、長一丈六尺、弘一尺四寸、厚三寸

御供屋は切妻造なので、破風板は両端に同数が必要である。妻一面につき、四枚の破風板を使い、化粧垂木と同様に長い材木と短い材木が注文されていた。これは、「垂木」、「母屋垂木」の位置に使うことが分かる。したがたって、身舎と庇で別々の破風板を使い、身舎桁の位置で継いでいたものと考えられる。「垂木」の位置に使う破風板は注文された「垂木」の長さよりも二尺長い。これは、「垂木」よりも破風板の出が少し長いためであるのとともに、尺長い。これは、「垂木」よりも破風板の出が少し長いためであるのとともに、尺長い。これは、「垂木」よりも破風板の出が少し長いためであるのとともに、尺長い。これは、「垂木」よりも破風板の出が少し長いためであるのとともに、り出すには、少し長く、幅の広い材木が必要である。また、「母屋垂木」の位置に使うことが分かる。したがり出すには、少し長く、幅の広い材木が必要である。また、「母屋垂木」の位置に使うことが分かる。したがり出すには、少し長く、幅の広い材木が必要である。また、「母屋垂木」の位置に使うことが分かる。したがり出すには、少し長いであると考えられる。厚みはそのまま三寸として使うのとされる。

野垂木 立竿十八支 長二丈二尺 四五

部材である可能性は低い。その長さから野垂木と考えられる。れており、また、それぞれの注文の最後の方に記されることから、主要構造「暦仁材木注進状」において、「立竿」は小屋を持つすべての社殿に注文さ

太さはそのまま幅四寸・成五寸とされる。とんど切除せずに使用することになる。小屋内の部材であるので成形せず、とんど切除せずに使用することになる。小屋内の部材であるので成形せず、半支ずつが螻羽の分であるが、これは端部の算定上で生じるもので、実際に半支ずつが螻羽の分であるが、これは端部の算定上で生じるものとされる。残り桁行の東一間は四支で割り、残り二間は二支ずつで割るものとされる。残り野垂木はすべて同じ長さの材木が十八支あるので、片流につき九支ずつ、

**小屋東・野母屋桁・野棟木** 木枕二十支 長二丈二尺 四三寸

・小屋束を指していると考えられる。いる。その名称から、「立竿」すなわち野垂木の枕、つまり野母屋桁・野棟木いる。その名称から、「立竿」すなわち野垂木の枕、つまり野母屋桁・野棟木口を、「木枕」は必ず「立竿」とともに挙げられて

材であるので成形せず、太さはそのまま幅四寸・成三寸とされる。として使う場合は必要な長さに切り縮めて使ったと考えられる。小屋内の部のは「長二丈二尺」であるので一列につき二支ずつ使うとしてよい。小屋東野棟木や野母屋桁に使う場合、総長三丈五尺七寸必要である。注文された

ねると一○○○寸になるという意味なのであろう░。の柿板は、一枚ずつの幅や厚さが決まっていたようで、柿板の厚さを積み重がって、「借葺料榑」は仮葺用の柿板すなわち土居葺用の柿板である。土居葺「借葺」は「仮葺」の当て字で、「榑」は薄い板(柿板)を意味する。した

#### 床

下桁三十六支内 十八支 長二丈五尺 弘六寸大引・足固貫・根太 足固十二支 長二丈三尺 弘七寸 厚六寸

#### 厚五寸

床板を支える根太を指すものと考えられる。 「足固」は「下桁」と比べて、材が太くて員数が少ないので、身舎や庇の内 が、両者ともに床下において柱に差し込まれる同等の太さの部材で いるが、両者ともに床下において柱に差し込まれる同等の太さの部材で が、成を支えるだけの大引と柱の根元を固める足固貫を区別 が、しているが、両者ともに床下において柱に差し込まれる同等の大さの部材で とでは、床板を支えるだけの大引と柱の根元を固める足固貫を区別 が上で、材が太くて員数が少ないので、身舎や庇の内

> 考えられ、幅五寸・成六寸とされる。 考えられ、幅五寸・成六寸とされる。 また、床下の材木であるので、注文された太さをそのまま使うものとに渡したものと考えられる。長さは、一支につき八尺程切除して使うことにに変したものと考えられる。長さは、一支には八支をすべて桁行方向に配することになる。「長二丈五尺」を西側二間に渡し、「長二丈」を東一間の大間に渡したなる。「長二丈五尺」一支と「長二丈」一支を繋いで使い、それが十八列でそして、根太は、二種の長さの材木が注文されている。したがって、一列

**极** 板敷板五十枚 長二丈二尺 弘一尺四寸 厚二寸

程切除することになる。厚さはそのまま二寸として使うと考えられる。につき「弘一尺四寸」を一尺一寸一分程とし、継目の相决を控除すると二寸し八尺切除して使うことになる。幅の総長は二丈七尺八寸五分であり、一枚の一丈四尺に一枚、庇は二分割して八尺の板二枚の一丈六尺とし、六尺ないいていくものと考えられる。つまり、一列につき、「長二丈二尺」を身舎部分「長二丈二尺」の注文であるので、梁間方向に一列につき二枚ずつ継いで敷

## 斗 斗木一支 長六尺 方口

上に載る斗四個分の材木であるとしてよい。 土に載せる大斗か、もしくは豕扠首上に載せる斗のいずれかが想定される。大斗の場合、妻面中央柱を除く十六本の柱上にすべて用いることになる。「長六斗の場合、妻面中央柱を除く十六本の柱上にすべて用いることになる。「長六斗が場合、妻面中央柱を除く十六本の柱上にすべて用いることになる。「長六上で載る十四個分の材木であるとしてよい。

舟肘木 肱木十六支 長五尺 方六寸でされる。また、斗の成は「方八寸」の材木であるので七寸五分とされる。平側(梁間方向)は豕扠首との釣り合いを考えて、斗幅一尺一寸・斗尻幅八平側(梁間方向)は豕扠首との釣り合いを考えて、斗幅一尺一寸・斗尻幅八水辺首上に載る斗であるならば、木口側(桁行方向)の斗尻幅は豕扠首の

舟肘木として十六支が注文されている。妻面中央柱を除くすべての柱上に

舟肘木を載せることができる。

妻戸 妻戸二本具 脇柱四本 長九尺 方八寸 さは、「方六寸」の注文であるので中央部で幅・成ともに五寸五分とされる。た「長五尺」を三尺六寸とし、一尺四寸切除して使うものと考えられる。太善舟肘木の長さは柱の太さや最も短い柱間寸法との比率を考えて、注文され

冠木四支 長一丈五尺 方七寸

方立四枚 長八尺 弘一尺 厚二寸

間草鼠走四支 長八尺 弘五寸 厚二寸五分

けることが確定され、東一間の大間の南面と北面に対称的に設けるものとしけると考えられる。また、「妻戸二本具」とあることから、妻戸は二箇所に設前述したように、壁板の材木から、東一間の大間(一丈三尺)に妻戸を設前述したように、壁板八枚(長八尺)弘一尺五寸(厚二寸)ヒ□カサテ

妻戸の用材として「脇柱」が注文された員数と合致する。 妻戸の用材として「脇柱」が注文された員数と合致する。 妻戸の用材として「脇柱」が注文された員数と合致する。 妻戸の用材として「脇柱」が注文された員数と合致する。 妻戸の用材として「脇柱」が注文された員数と合致する。 妻戸の用材として「脇柱」が注文された員数と合致する。 本につき二支、都合四支必要であり、注文された員数と合致する。 「間草鼠 本につき二支、都合四支必要であり、注文された員数と合致する。 「間草鼠 本につき二支、都合四支必要であり、注文された員数と合致する。 「間草鼠 本につき二支、都合四支必要であり、注文された員数と合致する。 を挟める形式としていたと考えられる。 協柱の内法に添えるもので、妻戸 一本につき二支、都合四支が必要であり、注文された員数と合致する。

分の大面を取ると考えられる。・側面幅ともに五分ずつ削り、七寸五分角とし、当時の手法に従って一寸七として使い、仕口を控除して七寸切除して使うことになる。太さは、正面幅脇柱は、注文された「長九尺」を想定される戸口内法高から七尺五寸五分

その上で、長押後背面の不要な部分を削り、当時の長押の形状によりほぼ台う。太さは、幅・成ともに五分ずつ削り、幅・成ともに六寸五分とされる。長押は、注文された「長一丈五尺」を六寸切除して一丈四尺四寸として使

形断面と考えられる。

#### (廻縁)

緣束 大床柱十二本 長七尺 口九寸

「大床」は廻縁を意味するので、「大床柱」は縁束のことである。廻縁を社の本しかないので、廻縁は社殿の一部に付くと考えられる。御供屋の場合、社をすつとすると、十本使うことになる。残りの二本は、桁行東一間の大間に本ずつとすると、十本使うことになる。残りの二本は、桁行東一間の大間に本ずつとすると、十本使うことになる。残りの二本は、桁行東一間の大間に本ずつとすると、十本使うことになる。残りの二本は、桁行東一間の大間に本ずつとすると、十本使うことになる。残りの二本は、桁行東一間の大間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間である。で、中間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間にも人通りの激しい位置であり、また一丈三尺という大間であるので、中間にも大塚である。

直径八寸五分とされる。

寸」から現状とは相違する円柱であったことが分かり、太さは、五分削って、とし、地中に一尺埋めるとすると、三尺六寸五分切除することになる。「口九立柱とした可能性がある。「長七尺」を廻廊の床高などから地上二尺三寸五分「長七尺」は、柱の長さに比べて縁束としては長い。したがって、縁束は掘

# 緣葛·緣板掛 大床桁八支 長二丈二尺 弘七寸 厚六寸

向に二支ずつ繋いで使うことにすれば、注文された員数と合致する。と縁板掛は、注文された「長二丈二尺」を桁行方向に一支ずつ使い、梁間方「大床桁」は大床の桁すなわち縁葛や縁板掛を意味すると考えてよい。縁葛

寸五分・成六寸五分とされる。材であるが、人目に触れるので、幅・成ともに五分ずつ削って成形し、幅五材であるが、人目に触れるので、幅・成ともに五分ずつ削って成形し、幅五郷手を控除して二尺五寸程切除して使うものと考えられる。縁葛は床下の部郷島は、桁行方向において、「長二丈二尺」を一丈七尺五寸とし、四尺五寸縁葛は、桁行方向において、「長二丈二尺」を一丈七尺五寸とし、四尺五寸

文された寸法をそのまま使い、幅六寸・成七寸とされる。控除して六尺程切除して使うことになる。縁板掛は人目に触れないので、注寸程切除して使い、梁間方向においては、一支を一丈五尺七寸とし、継手を縁板掛は、桁行方向において、「長二丈二尺」を一丈三尺七寸とし、六尺五

## 緣繋 張桁二十支 長六尺 四五

法をそのまま使い、幅四寸・成五寸とされる。 過縁の用材として注文された「大床柱」・「大床桁」に続いて挙げられてい 理縁の用材として注文された「大床柱」・「大床桁」に続いて挙げられてい に変をのまま使い、幅四寸・成五寸とされる。 に続いて挙げられてい をそのまま使い、幅四寸・成五寸とされる。

# **减板** 延板十五枚内 四枚 長二丈二尺 弘一尺五寸 厚三寸

用する場所に使われたと考えられる。したがって、その三寸の厚みの板は、異なる二種の材木が注文されている。厚い方の「厚三寸」は、通路として使という長い材木が注文されていることからして、榑縁である。また、厚みの「延板」はエンイタ、すなわち縁板のことである。縁板は、「長二丈二尺」十一枚 長二丈二尺 弘一尺五寸 厚二寸

残りの三枚は廻廊との接続部に使用するのかもしれない。文されており、妻面に三列ずつ敷くことにすると、十二枚使うことになる。各妻戸前に二枚ずつ敷くものである。薄い方の「厚二寸」の材木が十一枚注

し、厚みは注文された寸法をそのまま使うものと考えられる。 長さは、それぞれ不必要な分を削って使用し、幅は一寸削って一尺四寸と

#### 屋根)

### 檜皮 檜皮七十五井

〔不足材木〕 「暦仁材木注進状」に記された廻廊の檜皮の項に「五尺井縄」とあり、五尺の縄で括って七十五束分が必要であったとされる。したが、同じ檜皮を注文するので、同じ方法で数えられた単位としておく。したの縄で檜皮を括って一束としていたと考えられる。ここではその記述がない「暦仁材木注進状」に記された廻廊の檜皮の項に「五尺井縄」とあり、五尺

#### 裏甲

三丈五尺七寸の裏甲を復元図に付けることにした。い。それゆえに、幅七寸・成一寸五分の太さで、桁行の螻羽まで含めた全長裏甲は屋根を葺くために必要であるが、ここではその注文が記されていな

#### 懸魚

懸魚が付けてあったと考えられる。また、仁安創建時から存在する中心的社殿であることから、格式の高い猪目また、仁安創建時から存在する中心的社殿であることから、格式の高い猪目、通常、破風のある社殿には懸魚が付く。御供屋は、重要な付属社殿であり、

#### 大棟

ていたものと考えられる。 「暦仁材木注進状」は、材木を注文している文書であるため、木造の瓦木と「暦仁材木注進状」は、材木を注文している文書であるため、木造の瓦木と「暦仁材木注進状」は、材木を注文している文書であるため、木造の瓦木と

### 一) 仁治度御供屋の概要

なる。桁行三間(二丈八尺)、梁間四間(三丈)の桁行よりも梁間を僅かに広以上に述べてきた仁治度御供屋の復元考察の結果をまとめると次のように

ある。

板壁とする。 東一間のみ妻戸とし、廻廊と長橋へ続く通路となる。その他の柱間はすべてりの庇を付けた形式で、三間二面の切妻造 (両流造)、平入である。両側面のくとるほぼ方形の平面である。桁行三間、梁間二間の身舎の両側面に一間通

する。 す。 軒疎垂木とし、 斗を置き、その上に棟木を載せる。身舎と庇はともに化粧屋根裹とする。一 梁尻は舟肘木と桁の間に通す。身舎梁上はすべて豕扠首とする。豕扠首上は 長押どうしの隙間を隠す。妻面中央柱を除くすべての柱上には舟肘木を置く。 法長押を廻らせる。身舎・庇境の内法長押にのみ、下端に無目鴨居を配し、 と同高になるよう、根太上に載せる。 内の柱は省略する。 礎石建とし、円柱を据える。身舎の棟通りは、妻面にのみ柱を設け、 杮葺の土居葺とし、 小屋は、 垂木には反りを付ける。垂木上には茅負・木舞・垂木裏板を 小屋束・野母屋桁・野棟木・野垂木から成る。猪目懸魚と 大引・足固貫及び根太で床板を支持する。床板は縁長押 檜皮を葺く。 身舎廻り、庇の身舎境を除く三面に内 大棟は瓦棟とし、 端部に獅子口を付 身舎

### 六、仁治度御供屋の特色

べき点について記すことにする。 ここでは、仁治度御供屋が現在の摂社大国神社本殿と異なる点及び特筆す

室町時代の時代的特色を示すものである。社本殿を建てる際、完璧に支割によって柱間寸法を決定したためと考えられ、仁治度御供屋は桁行二丈八尺、梁間三丈と少し小さい。これは、摂社大国神同一となるが、現在は桁行二丈九尺三寸、梁間三丈一尺四寸とするのに対し、まず、現在とは平面の大きさがやや異なる。間面記法で記すと三間二面と

に祭壇を設け、その内部に玉殿を安置したことで正面が東側となったためでで正面は北側であったが、再建の際、東一間通りを開放とし、身舎西端一間仁治度においては、東一間に妻戸を建て、その他の柱間は板壁としていたのまた、現在は妻入とするのに対して、仁治度御供屋は平入とする。これは、

が天満宮への廊下とされたためであろう。の摂社天神社本殿)が、御供屋後方に建立されたことにより、御供屋の南側く。この変化は、弘治二年(一五五六)に毛利隆元によって「天満宮」(現在しているが、仁治度御供屋では廻縁として社殿の正面及び側面の東一間に付しているが、仁治度御供屋では廻縁として社殿の正面及び側面の東一間に付くようにも廻らせ、廻廊及び長橋への接続部は廻縁とはせず、単なる板敷と次に、現在は廻縁を正面だけでなく、後方に位置する摂社天神社本殿へ続

現在は、正面には板壁や建具を設けず開放とし、両側面において、東一間現在は、正面には板壁や建具を設けず開放とし、両側面において、東一間の部分には付鴨居や半長押は時代的な特色として存在しなかったため、現在のように柱間の多くを開放もしくは連子窓としたのであろう。たため、現在のように柱間の多くを開放もしくは連子窓としたのであろう。たため、現在のように柱間の多くを開放もしくは連子窓としたのであろう。たため、現在は板壁の上下には付鴨居及び半長押があるが、仁治度御供屋は両側面は開放、西二間は連子窓とし、背面は板壁とするが、仁治度御供屋は両側面現在は、正面には板壁や建具を設けず開放とし、両側面において、東一間

それぞれ一重に廻らせてあったと推定される。押が廻らされている。仁治度御供屋では、不必要な二重の内法長押とはせず、舎廻りにも四周に廻らされているので、身舎の妻面において、二重に内法長現在、内法長押は社殿の身舎と庇を取り囲む四周に廻らされ、さらに、身

には舟肘木を置かない。 現在、舟肘木はすべての柱上にあるが、仁治度御供屋では、妻面中央柱上

る。これは、時代差によるものである。しているが、仁治度御供屋は、梁は正方形断面、またはそれに近い断面とす現在、身舎梁・繋梁はともに室町時代好みの成の高い長方形断面の部材と

御供屋はその格式から猪目懸魚が相応と考えられる。棟の端部は獅子口と推察される。また、現在梅鉢懸魚としているが、仁治度現在は、大棟を瓦棟とし、端部には鬼板を付けるが、仁治度御供屋は、大

完全に踏襲しているとは言い難い。しかし、社殿全体の規模形式は一致し、以上のように、細部において、現在の摂社大国神社本殿は仁治度御供屋を

と、廻縁を設けることなど、基本的な構造は共通する点が多い。ること、化粧屋根裏とすること、妻飾を豕扠首とすること、野屋根が狭いこ大きさもほぼ同じであり、組物を簡単な舟肘木とすること、一軒疎垂木とす

o。 つつ、機能の変化及び時代の変化に応じて細部意匠を改めたものと考えられしたがって、永禄五年の再建に際して、旧来の御供屋の規模形式を踏襲し

#### 七、むすび

るいは中世の社寺建築の特色として注目に値する。 復元される他の社殿と共通する点であり、厳島神社の社殿の特色として、あ認められる。また、仁治度御供屋は、すべての身舎梁上を豕扠首とし、その認められる。また、仁治度御供屋は、すべての身舎梁上を豕扠首とし、その認められる。また、仁治度御供屋は、すべての身舎梁上を豕扠首とし、その認められる他の社殿と共通する点であり、厳島神社の社殿の特色として、あるいは中世の社寺建築の特色として注目に値する。

- (3) 山口佳巳「仁治度厳島神社御供屋の復元」(『中国四国歴史学地理学協会年報』第(2) 三浦正幸監修『広島縣の神社建築』(広島県青年神職会、平成十四年)(1) 福山敏男「厳島神社の社殿」(『日本建築史研究』墨水書房、昭和四十七年、所収(1)
- 二号、中国四国歴史学地理学協会、平成十八年) 3 山口佳巳「仁治度厳島神社御供屋の復元」(『中国四国歴史学地理学協会年報』第

資料集成』二社殿II、中央公論美術出版、昭和四十七年、所収)(『日本建築史基礎)、稲垣栄三「厳島神社本社本殿・摂社客人神社本殿その他社殿」(『日本建築史基礎

(4)

(5)

- 社が内宮、対岸の地御前に所在する地御前神社が外宮である。)厳島神社は、古来より内宮と外宮に分かれていた。宮島に所在する現在の厳島神

(6)

- □ 暦に二年(一二三九)「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」(新出厳島文書一二三、 下のの。 このうち、後者の三通は、すべて異本関係に編Ⅲ、昭和五十三年、所収)がある。このうち、後者の三通は、すべて異本関係に収)、「伊都岐島社神官等申状案」(厳島野坂文書一八六一、『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)、仁治二年(一二四一)「伊都岐嶋社神官等申中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)、仁治二年(一二四一)「伊都岐嶋社神官等申中世資料編Ⅱ、昭和五十三年、所収)、仁治二年(一二四〇)「伊都岐島社末造分屋材木等注進状」(新出厳島文書一二三、)、 暦仁二年(一二三九)「伊都岐島社末造分屋材木等注進状」(新出厳島文書一二三、
- ついては、紙幅の都合上、別稿としたい。(8) 仁治度までの御供屋が、後の大黒(現在の摂社大国神社本殿)に相当することに
- 戊申ノ歳ニ廻廊立調也、(以下略) 西ノ年大晦夜、西ノ廻廊ヨリ大黒ノアタマテ火事焼ル、其節本願伊与大願寺覚尊の 「房顕覚書」(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)。
- 間、(以下略)の本地觀音堂之事、去天文十年五月四日七日ノ大水山河クつれ、社頭廻砂ハマルの「房頭覚書」(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)。
- よる。(1) 永禄五年(一五六二)の棟札写(『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)に
- 大国主命を祭る社として用字の変更がなされたと考えられる。(1) 明治の神仏分離の際、「大黒天」が仏教的であるとされたため、「大国」すなわれ
- 本殿が京呂組とするのは、それ以降に改変されたものと考えられる。(4) 京呂組は、十七世紀中期から十八世紀前期に発明されたとされている。大国神社その他は板壁とするので付鴨居を配す。
- | 扠首束のあるもののみを意味するものとしたい。 | 広義では、豕扠首は扠首束のあるものだけでなく、ないものも含むが、本稿では、

- (17) (16) 神縁起」などに見られる。 延慶二年(一三〇九)の「春日権現験記絵」や応長元年(一三一一)の「松崎天 新出厳島文書 | 二三(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)
- (18)三浦正幸「間面記法の運用に関する考察」(『佛教藝術』二七〇号、毎日新聞社
- (19) 「暦仁材木注進状」をはじめとして仁治度の文書には、「平橋」と記されている。 なお、現存の長橋は石造とする橋脚のみ十六世紀のものである。
- 究科内海文化研究施設、平成十八年)、山口佳巳「仁治度厳島神社楽屋の復元」(『日 治度再建社殿について―」(『内海文化研究紀要』第三四号、広島大学大学院文学研 築学会、平成十七年)、山口佳巳・三浦正幸「厳島神社廃絶社殿の復元的研究 ―仁 本建築学会学術講演梗概集』、日本建築学会、平成十八年)を参照されたい。 山口佳已「仁治度厳島神社廻廊の復元」(『日本建築学会学術講演梗概集』、日
- 四支ずつ、両側の螻羽垂木を一支半ずつと算定される。なお、螻羽垂木が一支半と なるのは、柱の真打ちに配する疎垂木であるため、柱上の垂木を半支と数えるため 詳しくは後述するが、注文より片流に十八支となり、東一間を七支、 残り二間を
- 敢えず一丈三尺五寸として使ったとすると、庇の出は完数値としては八尺が算出さ るので、当時の柱間寸法には完数値が多いことを考えると、身舎梁(身舎柱間)は 垂木勾配を化粧屋根裏に相応の六寸とすると、身舎梁の長さは一丈三尺七寸程にな れる。この場合の「垂木」の実長は一丈三尺四寸程となる。 るものとし、四尺五寸が必要である。勾配を四寸と仮定し、注文の一丈四尺を取り 庇の垂木における軒の出は、現在の摂社大国神社本殿と同様に螻羽より少し長く取 木は棟木から身舎桁までに掛けられ、取り敢えず八尺の長さで使うものと仮定し、 一丈四尺と算定される。その場合の「母屋垂木」の実長は八尺二寸程となる。また、 後述するように、化粧垂木の注文においては、材長にあまり余裕がない。身舎垂
- 光井渉は、「平安時代の造営文書による寝殿造付属屋の復原」(『建築史学』一六号 十五年)において、「かもいこうりゃう」を繋虹梁とし、また、後藤治・藤田盟児・ **煙築史学会、平成三年)において、「鴨柄」を繋虹梁としている。** 谷重雄は、「上賀茂神社嘉元造替の本殿」(『建築史』二―四、建築史研究会、昭和
  - 前掲論文「平安時代の造営文書による寝殿造付属屋の復原」においても、 「柱貫」
- (25)「陽明文庫及び白鶴美術館所蔵材木注文」(福山敏男「寝殿造邸宅に関する造営文

- 文」よりも少し厚いものとする。 しやく七ふんあつさ五寸」、「一いのこさす八支、なかさ七しやく、ひろさ九寸あつ さ四寸五ふん」とあり、「暦仁材木注進状」や「陽明文庫及び白鶴美術館所蔵材木注 茂神社嘉元造替の本殿」に所収)には、「一うたち四支、なかさ五しやく、ひろさ一 ることが分かる。また、「乾元二年(癸卯)度御造營寶殿寸法書」(前掲論文「上賀 長八尺、広八寸厚四寸」が挙げられており、ここでも比較的厚みの薄い豕扠首とす 書」『日本建築史研究続編』、墨水書房、昭和四十六年、所収)に記された「細殿十 |間内妻庇料」において、「宇立十二支、長四尺、広九寸厚四寸」、「猪子差廿四支'
- (26) 「暦仁材木注進状」に記された社殿のうち、「垂木」と「母屋垂木」の太さを変え るものは、このほかに朝座屋と夏堂があるが、それらはともに天井を張る。
- 文するのではなく、まとめて注文している。 百寸」、「檜大榑五百寸」、「杉大榑三百寸」などと、榑すなわち薄い板を一枚ずつ注 前掲した「陽明文庫及び白鶴美術館所蔵材木注文」においても「借葺料枌大榑六

(27)

(28)中世の社寺建築では、 四周に縁を廻らせる場合、本体の柱筋と四隅に立てる。

図1―図3は『宮島町史』に所収の図を一部改変したものである。